

災害発生から共済金給付まで

会員のPTA活動中の災害発生

報告

単位PTA会長

PTA事務

1. 災害発生後30日以内に提出するもの

- ① 災害報告書（様式-4）
- ② PTA活動等の行事であることを証明する書類（公文書）
- ③ 年間行事計画書（ない場合は②のみでも可）

2. 負傷・傷病が治癒した時点、または事故発生日から、その日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時点で提出するもの

- ① 共済金支払請求書（様式-5）
- ② 医療報告書（様式-6、様式-7）
- ③ 領収書
- ④ 診断書（様式-8）
 - ※通院実日数が7日以上の場合
 - ※通院実日数が6日以内の場合でも、手術及び固定具を使用した場合
- ⑤ 診断書料（文書料の領収書の原本） ※1災害につき1通

安全委員会

審査委員会

受領書

給付通知
振込

単位PTA
（会長名義口座へ振込）

共済金（単Pより被災者へ）

受領書（被災者押印必須）

被災者